

資料 6

金沢市男女共同参画推進条例に基づく苦情申出の処理等について

1. 令和6年度苦情申出及び処理状況

申出件数	処理が終了したもの	
	調査対象	調査対象外
2件	1件	1件

2. 苦情処理結果の概要

(1) 調査対象

申出の趣旨	「ふるさと偉人館」の展示や解説冊子は、偉人が男性に偏っており、偉人の父の名のみで母の名が記載されていないなど、ジェンダー平等の観点から問題があるので見直しを求める。
調査の結果	助言 指導 勧告
助言の概要	ふるさと偉人館は、近代日本を支えたふるさとの偉人について小学生が学習する場でもあることから、当時の女性は進学が望まれておらず、女性の偉人を輩出し難い時代背景があったことや、現代の教育制度は誰にでも開かれ、性別にかかわらず自分の意思により多様な生き方を選択できることを理解できるよう改善することが望ましい。また、偉人の父母の名前の記載については、母の名前が記載できる者については記載するなど改善することが望ましい。

(2) 調査対象外

申出の趣旨	「男女共同参画に関する苦情申出書」の書式・受付方法等の改善を求める。
調査を行わない理由	申出は、書式に関するものであること、加えて申出人の要望どおりに既に改善がなされていることから、調査を行うことは適当でないと認めたため。

男女共同参画の苦情処理等について

【苦情処理委員】

○ (根拠規定)

金沢市男女共同参画推進条例第13条

○ (対象となる申し出)

市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる市の施策についての苦情

○ (金沢市男女共同参画苦情処理委員)

- ・ 3人以内とする。(現在は学識者、弁護士、人権擁護委員で構成)
金沢大学 教授 古畑 徹
弁護士 中村 明子
人権擁護委員 関口 佳織
- ・ 委員の任期は2年 (R6.4.1～R8.3.31)

○ (職務)

苦情の申出について調査し、必要があるときは、市の機関に対して助言、指導又は勧告を行う。

【苦情処理の流れ】

